

群馬大学生体調節研究所附属拠点研究支援センター規程

平成31. 4. 1 制定

改正 令和 6. 4. 2

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学生体調節研究所規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所附属拠点研究支援センター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、生体調節研究所における共通機器の維持・管理、共通実験業務及び実験リソース管理業務、その他、研究、教育、管理業務のサポート業務を行い、研究推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生体調節研究所に係る共通機器の維持・管理
- (2) 生体調節研究所に係る共通実験業務及び実験リソース管理業務
- (3) 生体調節研究所の研究、教育、管理業務のサポート業務
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) その他センター長が必要と認める職員

(センター長)

第5条 センター長は、所長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第7条 センターの事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。